

1. 基本情報（令和5年4月30日現在）

人口	248,264人	保護率	0.847%
----	----------	-----	--------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	50.8/月				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	9.9/月				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	6.2/月				
就労・増収率（%）	49.2				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	○	○	×	×	○

3. 会議の概要等（令和4年度）

構成員	生活支援課、富士市ユニバーサル就労支援センター、相談元の課・事業所に加えて、会議内容によって関係する機関を招集している。
会議の内容	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関の間で生活困窮者の支援に関する情報交換や、支援体制に関する検討を行うことを目的に開催。（取り上げる事例の例） ■市営住宅の家賃滞納の方の情報を共有 ■高齢の80代の母親と、50歳代の長男の2人世帯。母親は軽い認知症を患い、長男は引きこもりで現在は母親の年金で何とか生活しているが、今後が心配。
開催方法等	随時開催。支援会議の開催依頼があった場合に、関係機関を集めて開催する。
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 支援会議の開催を「随時開催」とすることで、柔軟な開催を行うことができることや、緊急度の高い事案に対し迅速な対応ができる。 地域ケア会議など、他部署が設置・運営している既存の会議を、支援会議として開催することを可能としている。

4. 会議設置までのプロセス

設置前

■設置の背景

法に基づく自立相談支援事業において、個々の生活困窮者の個人情報等を関係機関等と共有する際には、その都度、本人の同意を得ながら行うことが基本であるが、現実には以下のような課題があり、これらを解決することを目的として設置。

- ・本人の同意が得られず、支援に当たり連携すべき関係機関等と情報が共有できない
- ・同一世帯内の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それに関わるそれぞれの相談窓口の間で把握・共有ができていない。
- ・自ら支援を求めることが困難な人たちの自立支援につながらない。

設置に向けて

生活困窮者自立支援法の改正（平成30年6月8日）

平成30年6月8日に公布された「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」による改正後の生活困窮者自立支援法第9条第1項の規定により、福祉事務所を設置する自治体は、関係機関等により構成される会議（以下「支援会議」という。）を組織することができ、同条第2項の規定により、支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うものとされた。

富士市支援会議設置要領の策定（平成31年4月）

・国の示すガイドラインのひな形等を基に生活支援課で要領を作成。

関係部署への支援会議の周知（随時）

・庁内の関係部署（生活保護、障害、こども、就労、税・保険、住宅、水道等）に対し、必要に応じて会議に参加してもらうため、会議の趣旨等について説明。
※人事異動等により、担当課の職員の入替わりがあるため、毎年、関係部署が集まる会議の中で周知している。

平成31年4月 事業開始

会議開催

開催実績：令和元年度（1回）、令和2年度（13回）
令和3年度（13回）、令和4年度（2回）
効果：・支援につながっていない生活困窮者等を早期に発見し、迅速な支援につなげることができた。
・各関係機関等間で情報の共有及び役割分担が可能になった。
課題：支援会議の活用について、関係機関へ積極的な周知が必要である。